

序章

<本学における自己点検・評価への道程>

本学の母体である「武蔵野女子学院」は、大正13年に学祖・高楠順次郎博士により、仏教精神を根幹とした人格教育を掲げて創設された。以来、90余年の歩みにおいて、昭和25年の「武蔵野女子短期大学」の設立を経て、昭和40年の「武蔵野女子大学」（文学部）の設立に至り、仏教主義の女子大学として確固たる教育基盤を確立してきた。1990年代の中頃から今日に至る大学改革により、「武蔵野大学」への校名変更と男女共学化を実現するとともに、理系学部（薬学部）の開設をはじめとする積極的な組織再編によって、平成27年度現在は、通学制9学部（募集停止を除く）9研究科、通信制2学部2研究科を擁し、文・理・医療・グローバルの総合大学へと発展を遂げている。このことは、建学の精神に基づき、急速に変動する世界の中で、教育状況の変化と時代のニーズに対応するため、法人・学部・事務局の全学的な連携と協力によって実現した顕著な変革であるといえる。

本学の自己点検・評価の道程は、平成4年の自己点検運営委員会（当時）の立ち上げに始まる。そして、平成5年度に大学学則を改正して、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。」（第3条）との規定を設け、自己点検・評価の位置づけを明確にした。平成6年度には、武蔵野女子学院として「自己点検・評価規程」を定めるとともに、「武蔵野女子大学自己点検・評価委員会」を設置して全学的な実施体制を整備した。平成17年度には、「武蔵野大学自己点検・評価委員会規程」を定めて同委員会の役割を明確化した。

平成18年度には、第三者評価として財団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受け、大学評価基準を満たしていることの認定を受けている。その認定期間は平成18年度から平成24年度までである。

平成22年度に日本私立大学連盟に加入したことを契機に、平成24年度に公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、同協会が定める大学基準に適合していることの認定を受けている。本学のホームページにて「第三者評価に関すること」として「平成24年度認証評価」および「自己点検・評価報告書2011（平成23年度）」を公表している。認定期間は、平成25年4月1日から平成32年3月31日までの7年間となっている。

<今回の自己点検・評価（平成24年度～平成27年度）について>

本学では、武蔵野大学学則、武蔵野大学大学院学則、武蔵野大学通信教育部学則、武蔵野大学大学院通信教育部学則において、「教育研究等の状況について、自ら点検・評価を行う」こととしている。また武蔵野大学自己点検・評価委員会規程第8条2項において「原則として毎年度点検・評価を行い、本委員会はその結果をホームページ上に公表するものとする」としている。

今回の自己点検・評価は、本学の進めてきた改革等の取り組みについて検証し、次回（平成31年度）の認証評価申請に備えると同時に、本学の質保証をより一層推進することを目的としている。基本的な実施計画は以下のとおりとした。

1. 自己点検・評価方針

- (1) 大学基準協会の定める大学基準に基づき、点検する。

(2) 教授会、研究科委員会、事務系各部課長会等を自己点検小委員会と位置づけ、各所管範囲を点検・評価する。

2. 自己点検・評価報告書（平成24年度～平成27年度）を作成する

・平成23年度に作成の自己点検・評価報告書に追記する。

・各項目「1. 現状説明」にとどまらず、特に「2. 点検評価」「3. 将来に向けた発展方策」について追記する。

3. 平成24年度の認証評価において、同協会が定める大学基準に適合していることの認定を受けているが、指摘のあった「努力課題」については平成28年7月末までに、改善報告書を提出する。

このような実施計画に基づいて平成28年4月から9月末完遂を目途に進めることとし、ほぼスケジュールどおり実施することができた。このことは、自己点検・評価の重要性が学内に浸透している証である。なお、改善報告書は、計画どおり7月末に提出し、受理されていることを報告する。

自己点検・評価を実施することにより、本学教職員一人ひとりの教育研究活動および諸活動に対する認識を高まり、教育の質のさらなる向上を継続的に進めることができるようになる。このことにより武蔵野大学が将来に渡り社会から必要とされ、社会に貢献する高等教育研究機関として存続することができる。